

薬生食輸発0420第1号  
令和4年4月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(韓国産赤とうがらしのヘキサコナゾール及びフィリピン産おぐらのプロフェノス)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年4月18日付け薬生食輸発0418第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、韓国産赤とうがらしのヘキサコナゾールについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、フィリピン産おぐらのプロフェノスについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。